

修学支援新制度(JASSO 給付奨学金)を 今回『新たに』申請する日本人学部生の者

②新制度 新規申請者用しおり (令和6年度後学期授業料免除)

新たに修学支援新制度(授業料免除と給付奨学金のセットの支援)の申請を希望する日本人学部生は、本しおりの内容を確認してください。

【手続き方法の変更について】

修学支援新制度は、授業料免除と給付奨学金の両方の支援をセットで受けることができる制度です。従来は、授業料免除と給付奨学金のそれぞれに対して申請手続きが必要でしたが、令和6年度後学期からは、給付奨学金を申請した場合、自動的に授業料免除の申請者として扱われるよう手続きの方法が変更になりました。

修学支援新制度の支援を希望する者は、10月に募集のある日本学生支援機構給付奨学金に申請をしてください。

奨学金申請についての詳細は、後日、教務情報ポータルシステムの案内を確認してください。

1. 修学支援新制度の概要

修学支援新制度は以下の2つの支援を受けることができる制度です。

- ◆日本学生支援機構給付奨学金(原則返還不要な奨学金)
- ◆大学の学費(入学料と授業料)の免除

この制度による支援を受けるには、まず日本学生支援機構(JASSO)の給付奨学金に申請し、採用されることが必要です。採用された給付奨学金の支援区分により、学費の免除額も決定します。免除額は世帯収入に応じてI～IVの4つの支援区分があります。

【支援内容(給付奨学金月額+学費免除額)】

支援区分	給付奨学金の支給額(月額)		学費免除額 (半期の授業料:267,900円)
	通学形態	金額	
I	自宅通学	29,200円 (33,300円)	全額免除
	自宅外通学	66,700円	
II	自宅通学	19,500円 (22,200円)	2/3 額免除
	自宅外通学	44,500円	
III	自宅通学	9,800円 (11,100円)	1/3 額免除
	自宅外通学	22,300円	
IV	自宅通学	7,300円 (8,400円)	1/4 額免除
	自宅外通学	16,700円	

※生活保護世帯で自宅から通学する方及び児童養護施設等から通学する方は、左の表で給付奨学金の支給月額がカッコの金額となります。

2. 申請資格等について

以下の1)及び2)を確認して、申請資格等を満たしているかを事前に確認してください。

申請資格等を満たしていない場合で、本制度を申請しない方は、大学独自制度の授業料免除に申請することができます。その場合の申請資格等は【③新制度対象外_学部生用しおり】を確認してください。

なお、大学独自制度の申請期限は**10月3日(木)**ですので、ご注意ください。

1) 申請資格の確認

以下のすべてに該当する者

- 学部生
- 日本国籍を有する者または、以下の在留資格(※1)を有する外国籍の者
- 学生本人と生計維持者の資産額の合計が資産基準額(※2)未満であること
- 高等学校を卒業してから大学入学までに3浪以上していない者

(※1)在留資格

「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者」、「定住者」(日本に永住する意思のある者)、「家族滞在」(「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業(修了)していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある者)

(※2)資産基準額

生計維持者の人数	資産基準額(あなたと生計維持者の資産額の合計)
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

資産とは、現金やこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券)の合計額を指し、土地等の不動産は含みません。

2) 進学資金シミュレーターの確認

進学資金シミュレーターは、世帯の年収等を入力することで、JASSO 給付奨学金の家計基準を満たしているかを少し具体的に知ることができる日本学生支援機構が提供しているツールです。

※シミュレーション結果はあくまで目安であり、実際の申請結果と異なる場合があります。

〈アクセス先〉

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



- 次の手順でメニューを選択してください

- 奨学金シミュレーションにアクセス
- ➔給付・貸与シミュレーション(保護者の方向け)
- ➔2024年度秋の在学採用の申込
- ➔各項目を入力し、「計算する」をクリック



保護者の方向けからスタート

①シミュレーションの結果、「第Ⅰ～Ⅲ区分」のいずれかの区分が表示された場合
10月に募集のある日本学生支援機構給付奨学金に申請をしてください。

②シミュレーションの結果、「対象外 または 第Ⅳ区分」と表示された場合

◆多子世帯(※3)の場合

シミュレーション結果が第Ⅳ区分に該当しているととらえて、10月に募集のある日本学生支援機構給付奨学金に申請をしてください。

◆多子世帯でない場合

支援区分「対象外」となる可能性があります。ただし、シミュレーション結果はあくまで目安であり、実際の申請結果と異なる場合があります。「対象外」となった場合でも、申請を妨げるものではありませんので、本制度の申請を希望する場合は10月に募集のある日本学生支援機構給付奨学金に申請をしてください。

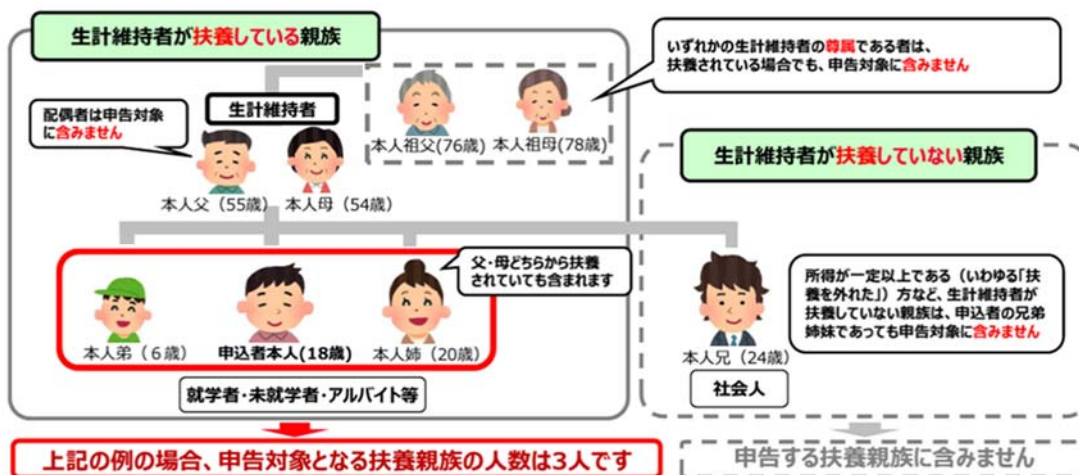
③シミュレーションの結果、区分が表示されず、「給付奨学金の対象となりません」と表示された場合

支援区分「対象外」となる可能性があります。ただし、シミュレーション結果はあくまで目安であり、実際の申請結果と異なる場合があります。「対象外」となった場合でも、申請を妨げるものではありませんので、本制度の申請を希望する場合は10月に募集のある日本学生支援機構給付奨学金に申請をしてください。

(※3)多子世帯の要件

2023年12月31日時点で、生計維持者(原則、父母)に扶養されている「子ども」の人数が3人以上(学生本人を含む)である世帯

〈扶養している子どもの数のカウント例〉



3. 事前に準備する証明書類

以下の証明書類は、10月に募集のある日本学生支援機構給付奨学金の申請時に提出を求められます。発行に時間がかかる可能性がありますので、給付奨学金申請予定者は今のうちに入手しておくことをお勧めします。

なお、卒業後に発行された証明書が必要になります。

- ◆令和6年度入学の学部1年生 …出身高校の調査書
- ◆令和6年度入学の学部3年次編入学生 …入学前の学校の成績証明書

4. 後学期授業料免除の結果通知

10月に募集のある日本学生支援機構給付奨学金の採否に基づき、12月下旬(予定)に学生番号のメールアドレス宛にスチューデントライフサポート室から免除結果を通知します。

給付奨学金に採用された場合、支援区分に基づき授業料免除を行います。不採用の場合、免除は不許可となります。

※日本学生支援機構給付奨学金申請者は、免除結果の通知があるまで授業料の納付が猶予されます。通知があるまで納付しないでください。

※全額免除となった方以外は、大学からの案内に基づき、指定された納付期限までに授業料を納付してください。

※日本学生支援機構給付奨学金申請後に休学、退学が決定した場合は、スチューデントライフサポート室まで申し出てください。

5. 問合せ先

スチューデントライフサポート室 **E-mail : shien_soudan[at]ml.ibaraki.ac.jp**
(メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。)

※内容や説明資料を確認したうえで、不明点をスチューデントライフサポート室までお問い合わせください。

※お問い合わせは必ず学生本人より大学から付与したメールアドレスを用いて連絡してください。

※問い合わせのメールには、学生番号、氏名、電話番号を記載のうえ、質問内容を具体的に記入してください。

※メールの対応は大学の営業日となります。

※お問い合わせには順次回答いたします。お問い合わせが集中する時期となりますので、申請期限に余裕をもってお問い合わせください。